

令和6年度

白井市敬老会行事業務委託募集要項



《募集期間》

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）

※委託の実施は、令和6年度の当委託料の予算の議決が前提となります。
なお、予算上限額については、令和6年4月に確定となります。

【問い合わせ先・提案書類提出先】

白井市役所 福祉部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

〒270-1492 白井市復1123
TEL：047-497-3484（直通）

【目次】

1. 趣旨	1
2. 敬老会事業について	1
3. 応募できる団体	1
4. 応募の期間	1
5. 提出書類	2
6. 審査基準について	2
7. 結果の通知について	2
8. 予算について	2
9. 事業の実施について	3
10. 応募から報告までのスケジュール	4
11. お問い合わせ先について	4
12. Q&A	5

【提案書関係】

提案書等の様式

1. 趣旨

白井市では、敬老会行事は長寿のお祝いとしてだけでなく、高齢者自身が参加、交流できる機会、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深める機会となりうるものと考えています。

また、地域で行うことで、より多くの高齢者が参加したいと思える敬老会及び敬老の精神を活かした生きがい支援等の事業となると考えられるため、地域性を踏まえた事業提案で行う委託事業としています。

2. 敬老会事業について

1	予算上限額	基本額 100,000 円に各小学校区の 75 歳以上人口の 1 割の人数に 500 円を乗じた金額を加えた金額（消費税及び地方交付税を含む） 例）小学校区の 75 歳以上人口が 800 人の場合 基本額 100,000 円+加算額（800 人×0.1×500 円） =140,000 円
2	事業の内容	高齢者の生きがいづくりに資することを目的に実施される集合型の行事を開催する。 *実施団体が主催する他の行事との同時開催は可能であり、詳細は 5 ページを参照。
3	実施時期等	令和 6 年 9 月から令和 6 年 11 月まで
4	対象	小学校区内に居住する 75 歳以上の高齢者
5	実施場所	提案小学校区内

3. 応募できる団体

地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、自治連合会小学校支部、これらの団体が構成員となって共同開催する団体（実行委員会）などの小学校区単位に組織され、敬老会行事を実施できる団体とします。

4. 応募の期間

令和 6 年 5 月 1 日（水）～5 月 31 日（金）

5. 応募方法

応募に必要な書類をそろえ、応募期間内に市役所本庁舎 1 階の高齢者福祉課へ直接お持ちください。

※受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとなります。

※提出期限は厳守してください。提出期限を過ぎての受付はいたしません。

※電子データ等の提供をお願いする場合があります。

6. 提出書類

申請に必要な次の書類（用紙サイズは、原則 A4 でお願いします。）を提出していただきます。（様式は市ホームページにも掲載しています。）

- ①敬老会行事業務委託事業提案書
- ②敬老会行事業務委託事業収支予算書
- ③団体概要書
- ④団体の前年度活動報告（任意様式）※実行委員会形式で行う場合は不要です。
- ⑤団体の会則など
- ⑥応募書類チェックシート

7. 審査基準について

提案いただいた事業内容については、次の審査基準に基づき審査を行います。

- 提案内容等
- 応募団体について
- 予算の妥当性
- 事業の実現性

※実施団体が敬老会委託事業と同時開催で行う行事については、審査対象から除きます。

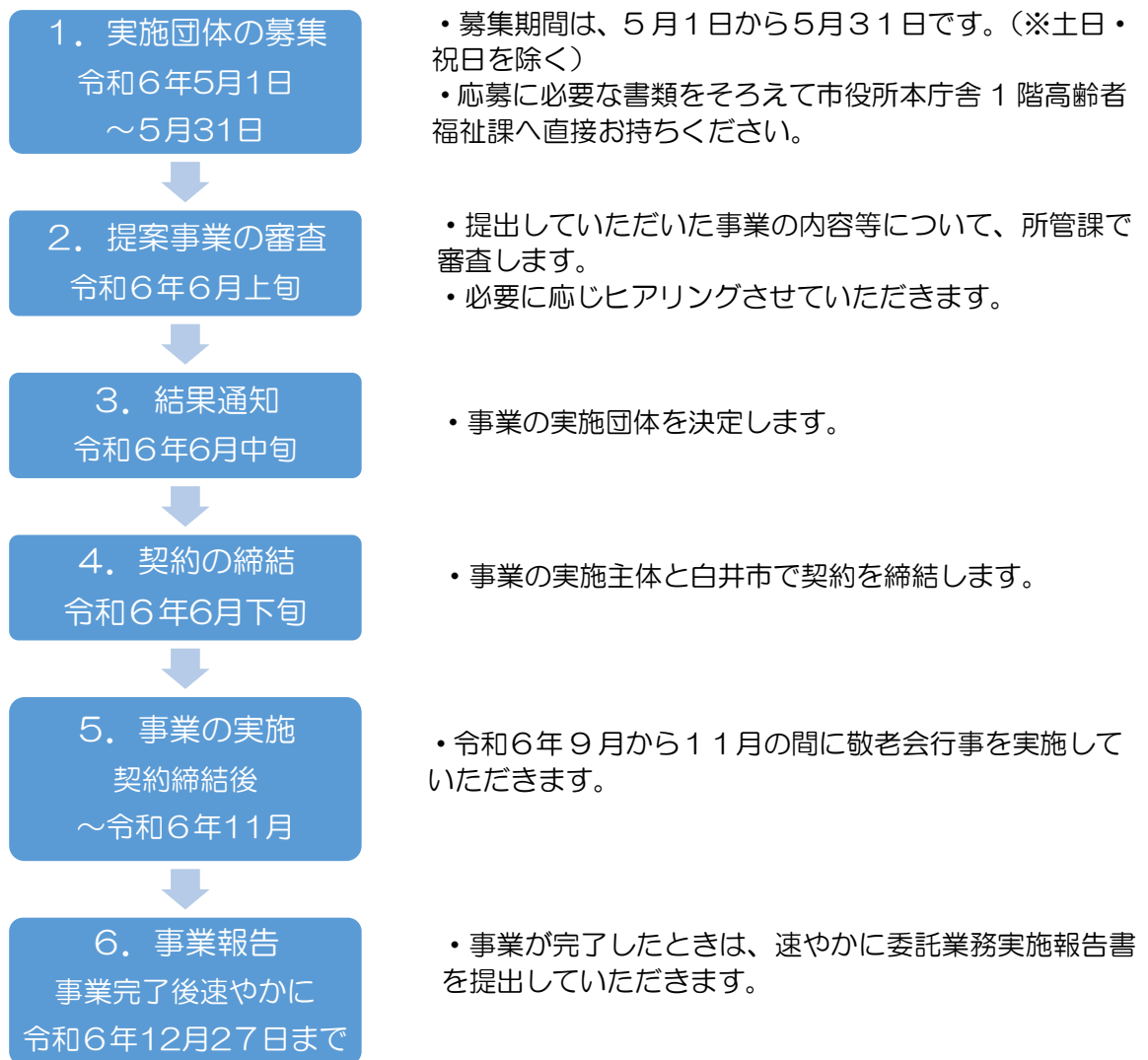
8. 結果の通知について

- ①結果については、郵送でお知らせします。
- ②事業を実施していただくこととなった団体については、市のホームページ等で公表する予定です。

9. 予算について

支出にかかる費目は、事業の実施に係る費用のみを計上してください。

10. 応募から報告までのスケジュール



11. お問い合わせ先について

白井市 福祉部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

住所：白井市復1123 本庁舎1階

TEL：047-497-3484

メール：houkatsu-suishin@city.shiroi.chiba.jp

12. Q&A

Q1 敬老会行事とは

A1 実施団体が対象者を招待し、長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、高齢者の生きがいづくりに資することを目的に実施される参加型の事業が対象です。また、各団体等で実施する他の行事と同時開催することは認められます。

(例)

①地域・世代間交流に関する内容

園児、児童、生徒等による歌、遊戯、演奏などの披露
高齢者からこども、若者への伝統継承など
(高齢者同士の交流も可)

②高齢者の健康増進や学びに関するもの

介護予防研修会、健康講座、軽体操、講話(詐欺被害、交通安全など)など

③生きがいづくりに関するもの

高齢者の趣味や特技を生かした作品展示及び芸能発表など
記念写真撮影(例:100歳、米寿、喜寿などのお祝いの人など)

*団体主催のイベントと同時開催する場合(例)

	内容	事業の区分	費用例
12:30	送迎	委託事業	バス借上げ代など
13:00	(開会)	-	
	記念撮影	委託事業	写真現像代など
	お巡りさん講話・健康講座	委託事業	出演者への謝礼など
	ビンゴゲーム	委託事業	景品代など
14:00	(閉会)		
	団体主催のサロン・茶話会	自主事業	
15:30	送迎	委託事業	

※会場使用料は委託事業費より支出可能です。

Q2 対象者名簿の提供はしてもらえるのか

A2 敬老会行事対象者名簿（75歳以上のみ）が必要な地区には敬老会行事名簿利用申請書兼誓約書の提出をいただいたうえでお渡しします。以下の注意をお守りいただくことが名簿提供の前提となります。

注意) ①名簿に記載されている情報については、敬老会行事についてのみの使用としてください。

②対象者へ案内などを配付する際は、市から提供を受けた名簿に基づいて対象としている旨などを周知してください。

③対象者から、市による情報の提供を止めてほしい旨の申し出があった場合は、必ず市へ報告してください。次年度以降対象者から除外します。

④名簿については、管理を厳重に取り扱うとともに敬老会行事終了後の実施報告書提出時に必ず返却してください。

Q3 市に開催場所の確保を依頼することは可能か

A3 実施場所の確保について、公共施設を利用する場合は、市が協力することは可能です。

Q4 茶菓代、弁当代、ゲームの景品代は経費に含めてよいのか

A4 含めることは可能です。

ただし、委託上限額の範囲で、趣旨に添う敬老会行事に係るすべての経費を賄う必要があります。

【参考】令和5年度の実施内容

小学校区	委託先	開催月	会場	内容
七次台小学校区	七次台小学校区地区社会福祉協議会	9月	七次台小学校体育館	落語、合唱サークルの歌披露、会場全体で踊る、小学生が作成したメッセージカードの配布
大山口小学校区	大山口小学校区地区社会福祉協議会	10月	大山口小学校体育館	コントショー、体操、ビンゴ大会、合唱 ※団体主催の食事会と同時開催
白井第二小学校区	第二小学校区みどりの里づくり協議会	11月	白井第二小学校体育館	副市長講和、小学生と一緒にパラスポーツ ※小学校の音楽発表会壮行会と同時開催
白井第三小学校区	白井第三小学校区地区社会福祉協議会	11月	富士センターレクホール	琴演奏、園児演技、落語、ビンゴ大会 ※団体主催の食事会と同時開催